

厚生文教委員会会議録

平成20年6月24日(火)

(開 会) 10:15

(閉 会) 14:29

○ 委員長

ただ今から、厚生文教委員会を開会いたします。「議案第56号 飯塚市体育館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○ スポーツ振興課長

議案第56号 飯塚市体育館条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書の8ページをお願いいたします。

飯塚市筑穂大分体育館につきましては、平成4年度、大分小学校と内住小学校を統合し大分小学校を新築した際、学校屋内体育館補助金、社会体育施設整備補助金等を活用し学校敷地内に建設し、学校就学中は学校体育施設として、放課後から夜間及び休校日は社会体育施設として、社会体育施設、学校体育施設兼用で使用されておりましたが、(平成9年の)「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認について(文部省体育局長通知)」が(平成19年3月)改正され、築10年を経過した物件については、市町村が他の目的に転用することが容易になりました。このことから、筑穂大分体育館については、その立地条件および使用状況等から、社会体育施設と学校体育施設の併用ではなく、学校体育施設として一元的にするのが望ましいとの判断と、先の平成20年第1回定例市議会におきまして「学校施設の目的外使用に関する条例」の制定により、学校体育施設の目的外使用についても全市的な統一が図られ、社会体育施設としての位置づけをしなくても利用者の利便性も充分確保できたことから、市立大分小学校の体育施設への転用に伴い、飯塚市体育館条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、議案書10ページの新旧対照表でご説明いたします。右側が現行で左側が改正案でございます。第2条の名称及び位置におきます表中の上から6番目の飯塚市筑穂大分体育館に関する部分を改正案では削除し、第3条の休館日につきましても、第4号中の一及び飯塚市筑穂大分体育館の部分を削除いたしております。第4条の利用時間につきましては、次のとおりを、改正案では午前9時から午後10時までに改め、各号を削除いたしております。別表第11条関係、第5項の筑穂体育館及び大分体育館使用料はの、及び大分体育館の部分を改正案では削除いたしております。この条例は平成20年7月1日から施行し、施行の際、現に改正前の飯塚市体育館条例の規定により、利用の許可を受けているものについては、なお従前の例によるものといたします。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 八児委員

ちょっとお聞きしたいんですが、利用時間なんですが、大分体育館とかは8時半からということになっていますが、これを9時に変えられた理由についてお願いしたいと思いますけど。

○ スポーツ振興課長

改正前のところで、9で大分体育館につきましては午前8時から9時、改正案では飯塚市体育館条例の部分から大分体育館については削除されますので、この部分については削除ということで、他の飯塚市第1体育館、第2体育館、穂波体育館等々の部分につきましては午前9時から22時ということで改正いたしております。

○ 委員長

他に質疑はありますか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 飯塚市体育館条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

12ページをお願いします。「議案第57号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。一部改正条例案は、福岡県単独公費医療費支給制度が改正され、10月1日から施行されることに伴い、本市の乳幼児医療費の支給に関する条例等を改正するものであります。通常は、新旧対照表でご説明するところではあります、別途提出いたしております資料の「乳幼児、重度障がい者、母子家庭等医療費支給制度改正の概要」でご説明したほうがわかりやすいと思われまので、資料の説明で補足説明に代えさせていただきます。提出しています資料、制度改正の概要資料の1ページでございます。それと2ページに福岡県内の制度の改正状況調べというのを提出させていただいておりますのでよろしく願います。

まず、表の左端が・乳幼児医療費・重度心身障がい者医療費・母子家庭等医療費の区分であります。表の上段の福岡県、現行、改正後とありますのは、福岡県制度の現行の内容と、改正後の内容を記載いたしております。また、飯塚市、現行、改正案とありますのは、本市制度の現行の内容と、改正案の内容を記載いたしております。福岡県・飯塚市の表中、ゴシック体で表記した箇所が今回改正のあった箇所、斜めのゴシック体は福岡県の制度内容と異なった部分でございます。

まず、乳幼児医療費でございますが、福岡県では、○制度名、「乳幼児医療費支給制度」の変更はありません。○対象者は、通院は、3歳未満から義務教育就学前に拡大されています。入院は、変更ありません。○所得制限、現行「なし」から3歳以上は児童手当準拠。○自己負担につきましては3歳以上で、初診料、往診料の自己負担額から、通院1ヶ月600円、入院1日500円、月7日が限度といった改正となっております。

本市では、現行のとおり実施する予定で、○対象者、通院、入院とも義務教育就学前まで。○所得制限、なし。○自己負担、なしとなり、今回県の制度で新たに設けられました所得制限、自己負担については、本市では設定いたしておりません。

2つめの重度心身障がい者医療費でございますが、福岡県では、○制度名が「重度心身障がい者医療費支給制度」から、「重度障がい者医療費支給制度」に改正されております。○対象者は身体障がい者、知的障がい者、重複障がい者の対象者には変更はありません。精神障がい者保健福祉手帳1級の精神障がい者の方が、新たに対象となっております。なお、精神病棟入院以外の入院・通院が対象となります。○所得制限、現行「なし」から「特別障がい者手当」準拠となっております。○自己負担、現行では、65歳未満は初診料、往診料の自己負担相当額・65歳以上は自己負担なしから、通院1ヶ月500円、入院一般1日500円、月20日が限度、低所得1日300円、月20日が限度といった改正となっております。

本市では、対象者及び所得制限は、福岡県の改正後と同様とします。しかし、今回県の制度で新たに設けられました自己負担については、本市では設定いたしておらず、自己負担は65歳未満、65歳以上とも「なし」といたしております。

次に、母子家庭等医療費でございますが、福岡県では、○制度名でございます、「母子家庭等医療費支給制度」から、「ひとり親家庭等医療費支給制度」に改正されております。○対象者は現行、母子家庭・養育者家庭、児童は、3歳から18歳の年度末、一人暮らしの寡婦でございますが、改正後は母子家庭・養育者家庭に父子家庭が新たに対象となっております。児童は、義務教育就学後から18歳の年度末まで、これは、義務教育就学前までは、乳幼児医療費を優先するための改正でございます。一人暮らしの寡婦につきましては、現状として残りますが、2年間の経過措置後、平成22年10月から廃止となっております。○所得制限につきましては、現行の「児童扶養手当準拠」から変わっておりません。○自己負担、現行では、初診料、往診料の自己負担相当額から、通院1ヶ月800円、入院1日500円、月7日が限度といった改正となります。

本市では、母子家庭等医療費につきましては、本市における対象者、所得制限、自己負担は、福岡県の改正後の対象者、所得制限、自己負担と同様とさせていただきたいと考えております。今回の改正につきましては、子育て支援及び重度の障がい者支援を目的として改正しようとするものでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。簡単ですが、説明に代えさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。

○ 楡井委員

二・三点、お聞きさせていただきます。まず、乳幼児医療費支給制度に関してですけれども、福岡県の乳幼児医療が無料化になるということで、これは就学前まで無料になるという理解でいいのでしょうか。同時に、そうすると、今まで3歳まででしたか、やりましたので、その分、飯塚市の負担が軽くなるのではないかなというふうに思いますけど、そういう理解で良いかどうか、です。

○ 健康増進課長

今まで乳幼児医療費につきましては、3歳児未満が通院・入院ともですが、3歳児以上になりますと通院が対象となっております。今回の改正によりまして、入院・通院とも就学前まで対象となりますけれども、自己負担が通院は月600円、入院が月7日を限度として1日500円というような自己負担が生じてまいります。そのような改正になっております。また、影響額でございますが、試算では、現在の持ち出し額が4100万円程度でございます。それが、県の補助対象が増加したことから1980万円へと減少することになります。その差額につきましてはおよそ2120万円になります。

○ 楡井委員

次に、重度障がい者医療費についてですが、これはまず、制度の名前が変わってますが、その理由が何かということと、「特別障がい者手帳準拠」という所得制限の欄がありまして、飯塚市の場合は従来はなかったんですけれども、これが障がい者手帳準拠ということになってますので、これは「所得制限がない」ということから「ある」ということにも変わるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点はそういう理解でいいのかどうかということと、そうなった場合にどの程度の影響が出るものか、分かればお願いいたします。

○ 健康増進課長

まず制度名でございますが、重度心身障がい者という制度になっております。心身ということで、普通は知的障がいと身体障がい者を含めた形で使われております。今回、精神障がい者を含めることになりましたので、重度障がい者という名称に変更されております。

それともう一つ、特別障がい者の手当の件ですが、特別障がい者手当を受給できる所得の方を対象とするということで、制限が加わったということでございます。ただ、その特別障がい

者手当の所得でございますが、本人さんが重度障がい者の場合、所得が最低で誰も扶養されていないということであれば、所得で360万円でございます。あと、配偶者の所得で申し上げれば、扶養家族がない場合は628万7千円という所得になりますので、該当される方は、厳密には調べておりませんが、ほとんどいないんじゃないかと想定いたしております。

○ 楡井委員

所得制限のところは、「制限なし」が「制限がある」という形になるというのは間違いのないところですね。ただし、所得制限の場合、本人の所得が360万円とか、家族の方の所得が628万なにかしというような高額所得の人じゃないと所得制限に引っかかるということはないから、多分従来と同じじゃないかというような説明であったかと思えますけど、そういう理解でいいんですかね。

○ 健康増進課長

そのような形になってくると思います。

○ 楡井委員

これはぜひ、もう少し精査して、はっきり、影響があるならある、無いなら無いというのを調べていただきたいと思えます。

次に、母子家庭等医療費支給制度のほうに移りますけれども、これも制度の名称が変わっています。これは先ほど説明があったことから考えれば、父子家庭が加わって「ひとり親家庭」ということで両方ともなると思うんで、そういう関係かと思えます。県の制度も3歳から18歳というのが、就学後から18歳ということになっておりますので、これも説明がありました、就職前は乳幼児医療を優先させるというふうに言われたと思えます。これはこのとおりで良いと思えます。そうすると、ここでも市の負担が軽くなったということになるんじゃないかというふうに思われますので、その影響額がどのくらいかというのが分かりますでしょうか。

○ 健康増進課長

影響額につきましては100万円ほどでございます。市の今のあれでいけば、100万円ほど軽くなるということになります。

○ 楡井委員

そうすると、母子家庭だけでなく父子家庭も含まれることにはなりますが、それぞれ対象となる世帯数といいますか、この医療の対象になる人数ですね、これをちょっと教えてください。

○ 健康増進課長

試算では、父子家庭は約530人、母子家庭は4100人ほどが対象になってまいります。

○ 楡井委員

父子家庭の530人が加わって、2年後ですかね、経過措置がありますから2年後ということですが、2年後、4100人の方がこの医療制度から排除されるというふうな理解でいいんですか。

○ 健康増進課長

父子家庭の方は入られますけど、母子家庭の方はそのままでございます。経過措置を経て廃止になるのは寡婦の方でございます。

○ 楡井委員

失礼しました。質問がちょっと正確ではありませんでしたので訂正させていただきますが、寡婦だけでみれば何人くらいになりますか。

○ 健康増進課長

およそ1000人でございます。

○ 楡井委員

そうすると、新しく530人くらいの方がこの制度に入って恩恵を受けるということになり

ますけれども、2年後からは約1000人の人達が恩恵を受けられなくなるというふうになるわけですね。そういう理解でいいですかね。

○ 健康増進課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そしてこの、寡婦の人達が2年後からこの医療制度から排除されるということになりまして、負担が増えるということになると思うんですけれども、これ、現在のとおり、父子家庭は加えて、母子家庭も加えて、寡婦の人達もそのまま加える、この医療制度の中に包含していくというようなことをしたら駄目ですよ、というような決まりとか、それによるペナルティとかいうのがありますか。

○ 健康増進課長

これは法律上の制度ではございませんので、そういうことはございません。ただ、本市としましたら、2年後は県の補助が切れて、市の単費で行う場合、さらに2200万円ほどの負担がかかることとなりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

一番はじめの乳幼児のところでは2100万円ほど市の負担が軽くなるというようなことでありまして、障がい者のところは聞きませんでしたけれども、母子家庭の関係で100万円ほど軽くなるというふうに言われました。それで、寡婦の人達も生活状況というのは楽じゃないのはご承知のとおりだと思います。医療費が2年後からは、この寡婦医療からは外されるということになるわけですね。従って、その金額を試算すると2200万円くらいだというふうに言われています。そういう意味では現在、飯塚市がとってるこの乳幼児医療費支給条例ということでいえば、プラスマイナスでいえば、若干でもプラスになるんじゃないかと、こういうふうに考えられますので、出来れば「ひとり親家庭」というのに寡婦も加えて実施していただきたいというふうに思うところです。それでペナルティもないということでもありますから、ぜひそれを実現していただきたいというふうに思います。そういう意味では、1000人の寡婦の人達の負担を強いることになるというふうな条例でありますので、態度としてはこれに反対の態度でいきたいというふうに思います。よろしく願いします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 専決処分の承認(平成19年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第2号))」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第65号 平成19年度飯塚市老人保健特別会計補正予算について、補足説明をいたします。平成19年度飯塚市老人保健特別会計補正予算を平成20年3月31日付けで専決処分

いたしておりますので承認を求めるものです。

まず概要でございますが、12月補正予算において、19年度の医療費を対象者数及び一人当たりの医療費の実績から当初予算比の4.5%増、605,614千円の増額補正をいたしておりましたが、12月～2月に当初予算比の5.8%増と急激に医療費が伸びたことから、75,026千円の不足が生じたので、補正をするものでございます。予算書の11ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ75,026千円を追加し、14,370,796千円と定めるものでございます。14ページをお願いいたします。まず、歳出をご説明いたします。第2款・医療諸費、第1項・医療諸費、第1目・医療給付費、第2目・医療費支給費につきましては、先ほどの概要説明で申し上げました不足分で第1目・医療給付費については73,272千円、第2目・医療費支給費については、1,754千円、合計75,026千円を補正するものです。

つづきまして、歳入についてご説明いたします。第3款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・医療費負担金につきましては、県支出金が1,146,710千円交付されておりますことから、予算との差額であります16,172千円を補正するものです。第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、予算額1,228,010千円に、予算上の歳入不足額58,854千円を補正し、1,286,864千円にするものです。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 専決処分の承認（平成19年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第2号)）」について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

○ 健康増進課長

「議案第68号飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部改正を専決処分させていただいておりますので承認を求めるものです。

110ページの国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。第3条第2項において、「医療保険分」の賦課限度額「56万円」を「47万円」とし、第3項の「ただし書き」において、「後期高齢者支援分」の賦課限度額を12万円とする旨規定いたしております。このため、賦課限度額は、19年度の「医療保険分」56万円から、「医療保険分」と「後期高齢者支援分」の合算額59万円と3万円増加することになります。第24条における改正につきましても、「医療保険分」47万円及び「後期高齢者支援分」12万円の賦課限度額を定める旨の改正であり、また、その他のものにつきましては、字句の整理をいたしております。附則の改正につきましても、第12項、第13項ともに「株式にかかる譲渡損失の繰越控除等に係る所得」に関する規定であります。地方税法の改正に伴い、項数が増えられたことによるものです。また、附則では、本条例は20年4月1日から適用する旨、規定いたしております。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

47万と12万の関係は今の説明で分かりましたが、24条で56万と47万円、9万円と12万円、こういう関係が生まれてきているというふうに思います。併せて56万円を越す人の所得額ですね、これがどのくらいの人が56万円だったのかなというふうに思いますし、それから59万円を越すというような人たちの所得額がどのくらいの人が国民健康保険税の最高額の払わなくてはならないのかなというふうに思うわけでありますので、その人数が分かりましたらお願いしたいと思います。

○ 健康増進課長

まず、56万円、旧規定で56万円を超える方でございます。試算いたしますと、限度額を超える方は534人ございます。ちなみに医療分で現在の47万円を超える方が468人、高齢者支援分で12万円を超える方が487人ございます。それと、その方の所得ですが、トータルとして資産割また平等割、家族の構成にもよりますし、家族の構成が多ければ全体の枠が決められていますので所得が減ってまいります。これで一概には申し上げられないところがございますけど、56万円を超える所得と、資産割がないという前提で、1人世帯であれば51万7千2百円、この所得を超えられる方がこれに該当することになります。2人世帯であれば49万3千8百円ということになってまいります。47万を超える所得であれば、これも資産割がないという前提ですが、1人世帯で53万8千3百円、2人世帯で51万5千6百円ということになってまいります。

○ 楡井委員

これで言いますと59万円に3万円値上げがされて、限度額が引き上げられて、後期高齢者支援金という名前に変えて59万のうちから12万円がそういう名前のやつになるという意味では、これたびたび指摘をしてきましたように後期高齢者の人たちと現役世代と対立させるといいですか、そういう関係の言葉にもなってきたわけですね。こういう大事なことを専決でしなければならないというところが大変遺憾に思うところなんですけど。これは4月の実施ということですから3月議会でも審議されたんじゃないかというふうに思うんですが、3月議会で審議されずに専決になったということについての理由を説明してください。

○ 健康増進課長

まず、3月議会におきまして、医療分また後期高齢者支援分、この区分けだけは条例上させていただいております。その際にもご説明しましたが、その時点で税法の改正がございませんでしたので、中の限度額を盛り込んでいませんでした。この条例改正につきましては地方税法の改正に基づき実施されまして、今回の地方税法の改正が4月末に行われています。また国保税の納付書等6月には税額を決定して送る必用がありますので止むを得ず専決を行った次第です。

○ 楡井委員

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

本会議で少し詳しく述べたいと思いますけど、いずれにしても最高限度額が引きあがって国保税を納めなければならない人たちの負担が3万円増えるというようなことにもなると思うので、その影響の人数も500人から600人の方がおられるんじゃないかという報告ですので、これについては一応共産党としては反対の態度を表明したいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」について承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 専決処分の承認(平成20年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第74号 平成20年度飯塚市老人保健特別会計補正予算の補足説明をいたします。

平成20年度飯塚市老人保健特別会計補正予算を平成20年5月31日付けで専決処分いたしておりますので承認を求めます。まず、概要でございますが、19年度において医療費に対する支払基金交付金及び国庫支出金が全額の交付を受けられなかったことから、284,796千円の歳入不足が生じております。このため、20年度の老人保健特別会計予算において、不足する284,796千円の繰上充用をするものです。予算書の3ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ284,796千円を追加し、2,757,160千円と定めるものでございます。6ページをお願いいたします。まず、歳出をご説明いたします。第4款・前年度繰上充用金、第1項・前年度繰上充用金、第1目・前年度繰上充用金につきましては、平成19年度の歳入不足284,796千円に充当するため補正するものでございます。

つづきまして、歳入についてご説明いたします。同じく6ページをお願いいたします。第1款・支払基金交付金、第1項・支払基金交付金、第1目・医療費交付金につきましては、19年度未交付分の165,199千円が20年度に交付されるため補正するものでございます。第2款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・医療費負担金につきましては、19年度未交付分の119,597千円が20年度に交付されるため補正するものでございます。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

ちょっと質問がまとまらないんですが医療費分で国庫負担の金額が、国庫からもらえなかったと申しますか、平たい言葉でいいまして、受けられなかったと申しますか、というふうな説明だったと思うんですが、その理由は何ですか。

○ 健康増進課長

支払い基金とか国庫支出金も同じですが、その年度に交付される金額は医療費の実額に対して交付されるものではございませんで、概算の医療費見込みから算出されたものに交付率を乗じて交付されます。予算ではあらかじめ実績の交付率を減額した中で編成していますが、今回のように急激に医療費が増加した場合には赤字が発生するということがございますということでございます。

○ 楡井委員

そうすると急激に医療費が増えて赤字になるというようなことで、その赤字分が今年度に入ってから支給されるというようなことになるので当面の間、20年度の予算で穴埋めをするというようなやりくりの関係を言ってるわけですね。

○ 健康増進課長

そのとおりです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 専決処分の承認(平成20年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第1号))」について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:08

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の8件について報告したい旨の申し出があります。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。はじめに、「工事請負契約の報告について」の報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております工事請負契約報告書により報告いたします。

今回報告をいたします4件の工事は、耐震改修工事を含む大規模改造工事でございます。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から当該工事に対する適応性等を考慮し、手持ち工事のない、建築Aランク業者を全社指名し、5月27日に入札を行いました。

その結果でございますが、資料1ページの飯塚第一中学校大規模改造(その2)工事につきましては、予定価格142,914,450円に対し、落札額137,025,000円、落札率95.87%で株式会社西組が落札しております。

次に、資料2ページの伊岐須小学校大規模改造(その1)工事につきましては、予定価格113,461,950円に対し、落札額111,090,000円、落札率97.9%で神崎建設株式会社が落札しております。

次に資料3ページの飯塚第一中学校大規模改造(その1)工事につきましては、予定価格103,956,300円に対し、落札額102,270,000円、落札率98.37%で協同建設株式会社が落札しております。

次に資料4ページの伊岐須小学校大規模改造(その2)工事につきましては、予定価格81,671,100円に対し、落札額69,419,700円、落札率84.99%で株式会社赤尾組が落札しております。以上簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告がおわりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

今の4枚の報告書なんですが、はじめの3枚についてはかなり高率の落札率なんですが、一番最後の赤尾組が落札したのが85%最低制限価格ぎりぎりまで落札されてると思いますが、この理由はどういうことですか。

○ 契約課長

これにつきましては予定価格、最低制限価格を設けていまして、これを事前公表しています。そういうことから入札においてこの赤尾組が入札において、この最低制限価格において落札をしたというところでございます。

○ 楡井委員

契約課にお聞きするのはあれなんです、昨日一般質問の中でも学校の耐震のことがいろいろ説明されていたと思うんですよ。それで、その際、私がお聞きしたいことはほとんどその中で聞かれていますので、ひとつだけお聞きしたいんです。西山断層というのが、これはどこに関係にあるか分かりませんが、筑豊、飯塚のほうにも存在してるんじゃないかということで、これは前から言われてたんですが、この位置が断層の北側30キロ、南側30キロに伸びているんじゃないかという話も、報道もあるわけです。その事実関係等を掌握されているかどうかということをお聞きしたいということと、もしそうなった場合、本市に対する影響がどうだろうかということについてお分かりになればお聞かせ願いたいと思うんですが。

○ 教育施設課長

西山断層につきましては私どもの把握している状況によりますと、断層は福津市、津屋崎から宗像、福岡、宮若市をとおりまして飯塚市西部の蓮台寺、大日寺付近を通りまして、旧穂波町の天道付近まで北西から南東方向へと延びており、長さは30キロというふうに把握しています。それから、想定、地震の影響ですが、想定としましては筑豊地域で震度5弱となるとの予想です。

○ 楡井委員

この度の東北の方での地震も全然予測が、発生率0%というようなところで発生したということもありますので、十分注意しなければならないと思うんですが、この学校の耐震状況は今順次進んでいるというふうに思います。耐震補強する場合、この断層ですね、これを考えた改築順位にされるんだろうかなということと同時に、市立の幼稚園、保育所、学童保育所等もあると思います、ここら辺りの耐震調査はどうなるんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:15

再開 11:17

委員会を再開いたします。

○ 教育施設課長

学校の耐震補強の件ということでお答えさせていただきます。この順位を決定する方向といたしましては、優先度調査、地域性、その他総合的に判断しまして、断層の関係もひとつの要因と考えてこれから決定していきたいと考えています。

○ 保育課長

保育課におきましては、次世代育成対策行動計画の後期計画を平成21年度中に策定いたします。この中で保育所の建替えや耐震改修について検討していきたいと考えています。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「第27回飯塚市新人音楽コンクールについて」の報告を求めます。

○ 生涯学習課長

第27回飯塚市新人音楽コンクールについて報告します。このコンクールは新人演奏家の発

掘・育成と地域音楽文化の向上を目指して飯塚文化連盟、飯塚市教育委員会ほか4団体の共催で開催しているもので、昭和57年に第1回が開催され今年で27回目になります。このコンクールは予選から本選まで飯塚方式と評価されています、ボランティア団体による心のこもった運営に大変感謝され喜んでいただいております、今では新人の登竜門として、また日本でも有数のコンクールとしてその名が知られています。コンクールはピアノ部門と声楽部門で開催され、予選が5月3日から5日までの3日間にわたり行われました。本年度は、ピアノ部門に65名、声楽部門に53名の申し込みがあり、審査の結果、ピアノ部門18名、声楽部門14名の32名の方々が本選出場の資格を獲得されました。6月8日に行われた本選では予選通過者は存分にその実力を発揮し、すばらしい演奏が繰り広げられ、審査の結果お手元の資料のとおりの方々が入賞されています。なお、今後の予定ですが、10月25日土曜日に本選通過者を招いてコスモスコモンで招待演奏会を開催する予定といたしております。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「旧伊藤伝右衛門邸の入館状況について」の報告を求めます。

○ 文化財保護課長

旧伊藤伝右衛門邸に入館状況につきましてご報告いたします。お手元に配布いたしております入館状況をご覧ください。昨年4月28日に開館し、本年4月27日で、1年を経過いたしました。この間の入館者は、247,189名であります。最も多い月は昨年5月で44,808人、1日平均1,445人が入館しており、最も少ない月は8月で、6,570人で、1日平均299人です。個人と団体との比率は、個人70%で、団体30%であり、大人と小中学生との比率は、大人98%で、小中学生2%です。アンケートの集計では、男性と女性の比率は、男性34%で女性66%であり、男性60代が最も多く25%を占め、女性も60代が最も多く24%を占めております。また、ゴールデンウィーク期間中の4月28日から5月6日までの昨年度と本年度の入館者を比較すれば、昨年度22,909人に対し、本年度7,060人で約3分の1に減少しております。本年度4月は10,385人で1日平均472人、5月は13,464人で1日平均539人の入館者があり、5月末で262,262人の入館者がありました。現在、文化庁と国の文化財指定について協議を進めておりますが、庭園について詳細な資料が必要ですので、本年7月から来年3月までに庭園の調査を実施して、庭園と建物を一体とした文化財指定について文化庁と協議を行う予定であります。さらに、商工観光課と連携をとり、旧伊藤伝右衛門邸を観光拠点として、その他の市内の文化財や観光施設との回遊性を図り、文化の振興と観光都市飯塚の実現を目指す予定であります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

○ 楡井委員

平成20年5月5日付けということで飯塚商工会議所の所報というのがありまして、その報告に本町、永楽町、東町、昭和通り、吉原町、ここでの歩行者数の推移表というのがありました。これで前年に比べて、この一地点を除いて平日も休日も総計でも減少しているという状況の資料なんですけど、休日に至っては前年19年の65%という大幅な減少であります。これで市当局としては伊藤伝右衛門邸の入館者、これを中心商店街へ運ぼうといいますが、流れてもらおうというような目論見だったというふうには思うんですが、それがまだ身を結んでいないというふうに思われます。そこで、このことをどのように考えておられるのかお伺いしたいと思っております。

○ 文化財保護課長

5月5日の商工会議所報の歩行者通行量につきましての結果については存じております。これにつきましては先日の本会議で答弁がありましたように、現在都市計画課におきまして、飯塚市国土利用計画が平成20年度、都市計画マスタープランが21年度に作成されるようになっております。また商工観光課では飯塚市の商店街の再生につきまして、中心商店街活性化基本計画の策定に向けて準備が進められておきまして、今後施策等について検討が行われる予定であります。文化財保護課といたしましては伊藤伝右衛門邸、嘉徳劇場につきまして多くの観光客がみえておられますので賑わいをこのまま続けましてこれが潜在的な力となって観光客の誘致に高まってくるのではないかと考えています。旧伊藤邸では待ち歩きマップ等を配付していますし、また観光ボランティアによります飯塚地区の解説等を行っていますので今後とも継続的に商店街への回遊性を図るような方向で考えております。

○ 楡井委員

そういう意味では伊藤伝右衛門邸への入館者、これを商店街へ取りこむというのはこれからだというようなことではありますが、この伊藤邸にこられた方を中心商店街へ足を伸ばしていただく構想として伝右衛門邸と市役所の裏側にあります、歴史資料館、それから嘉徳劇場、それと東町ですかね、白蓮さんの資料を展示しているところがあると聞いていますが、その4つの点を結ぶ観光ルートといいますか、そういうのを出していただければなというふうに思うんですよね。その際、何年か前に麻生本家の方から貴重な資料をお借りして歴史資料館で展示されたことがありましたよね、大変好評だったと思うんです。私はあまりそういうところには出向かないんですが、見せていただきました。古いものがたくさんあつたりしております。そういうことも時々お願いをして春には春、秋には秋というような、ふさわしい品物もありましょうから、嘉徳劇場の出し物とも合わせて、この4点を結んでは、新飯塚の活性化への一助になるのではないかなというふうにも思いますけど、是非それも検討していただきたいというふうに思います。それからもう少し話を広げさせていただいて大変申し訳ないんですが、私、先日この委員会で市が所有する書画の調査をお願いしましたところ、それが届けられました。全部の調査が終わったわけではないという断りの上ですが、絵画が47点、掛け軸が6点、書画15点、合計68点の資料がそろっています。その絵画のうち24点それから書画6点、合計30点が約半数に近いんですが、筑穂の支所にあるんですね、その中には私でも名前を知っている東山魁夷とかですね、この人の作が5点もあります。それからシャガールの作品が1点あると、いうようなことが分かりました。これらはすべて3階ホール、応接室、町長室にあるというわけですよ。そうすると一般質問で行われていました、庁舎がどれくらい使われているかというところから見れば、これらの書画は市民の目に触れないところにあるわけですね。ですから、筑穂支所を美術館的な施設にしてはどうかというところと、そのときも一緒に提案していましたので、その根拠は十分にあるんじゃないかと思えます。穂波支所にあります教育長の部屋にもかなり大きな絵があります、これをもってこいというふうには言いませんが、是非そういうようなやつを大いに活かしてですね、そうすると地域切捨てというようなイメージがなくなるんじゃないかと思うわけです。幸い内野宿というお祭りが毎年あつています、それから天道、楽市、堀池、本町という昔の長崎街道を結べばこれもまたひとつの市発展のひとつの力にならんかなというふうに思いますし、何にもまして周辺部切捨てという市政の仕方を正すことになるんじゃないかというふうに思いますので、この点是非引き続き検討していただいて、是非実現していただければと思います。そうしないとせっかく有名な人の絵が、時価にすればいくらになるのかわかりませんが、本物であればよ、本物であればそういうふうに思いますので是非よろしくお願ひしたいと思えますので、市長さんもがんばってください。

○ 委員長

楡井委員さん、要望事項についても報告事項の範囲内でよろしくお願ひします。
ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項ですのでご了承願ひます。

次に、「鯰田保育所保護者説明会について」報告を求めます。

○ 保育課長

鯰田保育所保護者の方に飯塚市立鯰田保育所にかかる民間移譲候補者選考について経過報告を兼ね説明会を平成20年5月15日午後6時より行いました。出席者は、保護者、101世帯のうち58世帯(61名)、移譲先法人(くすの樹会3名)、飯塚市5名の出席でした。先に答申書を配付し、今後のスケジュールや引継ぎ期間等の概略を説明した後に保護者の方の質問を受けました。主な質問内容としては、「鯰田保育所がどのように引き継がれ方針などがどのように変わっていくのか。」という質問に対し、市から「保護者会の意見を尊重し、保護者と法人、保育課の三者で協議しながら鯰田保育所の保育内容や行事を継続します。」と回答しております。また、「変わらないと言うが、オムツのことや制服のことも結局はいつの間にか変えてしまうのではないか。」という質問に対し、くすの樹会より、「オムツや制服のことは保護者の方もそれぞれ考えをお持ちだと思いますので、ご意見をお聞きしたいと思います。必要な場合はアンケートをとり検討をいたします。今のままの保育を引き継ぐことが基本です。」と回答されております。次に、「今の鯰田保育所をきちんと引き継いだ上で、あじさい保育園の良いところは取り入れて欲しいと思うし、そのような提案をしていただくことは是非やっていただきたい。」という意見がだされ、くすの樹会の理事長より、「あじさい保育園の良い所もみてもらいたいと言う気持ちもありますが、何より鯰田保育所の良い所を吸収しながら、保護者の皆様に喜んでいただけるように、よりよい保育をめざしていきたいと思います。」と言う説明がおこなわれ出席者の3分の2以上の方から拍手がありました。その後は質問意見が出なかったため、今後は、保護者代表役員の方々とくすの樹会、飯塚市の三者で話し合いを行って、その結果については、後日プリントで全保護者にお知らせするというやり方で進めるということで、閉会といたしました。以上、簡単であります但し報告とさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願ひます。

次に「第1回飯塚市立病院管理運営協議会について」の報告を求めます。

○ 健康増進課長

6月10日に開催しました第1回飯塚市立病院管理運営協議会について報告いたします。飯塚市立病院管理運営協議会は「飯塚市病院事業の設置等に関する条例」第15条第1項に基づき設置したものです。飯塚市立病院管理運営協議会は、今回がはじめての開催ですので委員10名に対し委嘱状の交付をいたしました。委員は、飯塚市長、飯塚市副市長、保健福祉部長、社団法人地域医療振興協会理事長、市立病院管理者、市立病院長、市立病院事務部長、飯塚医師会長、医師会副会長、飯塚医師会地域医療担当理事となっております。

議事につきましては、飯塚市立病院の現状についての報告及び市民会議の設置について協議いたしました。飯塚市立病院の現状については、5月12日に開催されました厚生文教委員会で報告いたしました医師数及び4、5月の入院外来患者数の報告をいたしました。飯塚市立病院市民会議の設置につきましては、飯塚市立病院管理運営協議会規則第2条の所管事務の中で市民等からの意見及び提案に関することと規定されておりますことから、広く市民等からの意見を聞くために設置するもので、全会一致で承認されております。

次に、「飯塚市立病院市民会議設置要領」について、簡単にご説明いたします。提出資料の3ページをお願いします。まず、第1条の目的でございますが、「飯塚市立病院の病院運営について、市民等から広く病院運営について意見、提案等を受け、それらを病院運営に反映させる場として飯塚市立病院市民会議を設置」したいと考えております。第2条の構成でございますが、学識経験を有するもの2人程度、医療関係者3人程度、公募による市民代表者3人程度、各種団体等の代表者5人程度、前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの2人程度で、全体として15人以内で構成したいと考えております。また、第3条で任期を2年とし、第5条で会議は公開とする旨定めております。今後早急に人選及び市民代表者の公募を行いたいと考えています。以上簡単ですが、ご説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。

暫時休憩いたします。

休憩 11:38

再開 11:41

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

それでは今報告されたことに関連して何点かお聞きします。管理運営協議会で現状が報告されたら、その中にドクターの確保状況とか患者さんの状況等も4月5月分についてということで、私が受けていた5月12日の委員会では4月分だけが報告されていたと聞いていますので、そういうところに関連して質問しますので、答弁をお願いします。

医師の確保状況が5月12日に本委員会で報告されたことと同じことが報告されたというふうにお聞きしたんですが、そういうふうな理解でいいのかどうかということと、先日の朝日新聞で6月10日の現状ということで報道されていたんですが、医師の確保状況が60%というように報道されています。これについてはどうでしょうか。

○ 健康増進課長

確かにこの前の委員会は4月分です。5月分につきましては付け加えて報告させていただいています。外来患者の分ですけど。それと、医師の確保につきましては前回の委員会で報告させていただいた4月1日現在で常勤医師20名、非常勤医師23名、5月1日現在で常勤医師20名、非常勤医師24名という報告をしています。それと、60%という比率ですが、32名に対して20名の常勤医師の比率ではないかと思われまます。

○ 楡井委員

そういう意味では6月10日の新聞報道までは、4月1日以降常勤医師が増えていないということでもあります。それで4月1日に時点でも結構ですし、現在でもいいんですが、労災病院時代の医師の数と、今の20名のうち労災病院の時代から引き続きここで働いておられる方と、地域医療振興協会からお見えになったお医者さんとそれぞれ何人かというのがお分かりになりますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:44

再開 11:44

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

申し訳ありませんが資料を持ち合わせていませんのでご了承方よろしく願いいたします。

○ 楡井委員

少なくとも内科のお医者さんの9名は労災病院の時代からそのままおられる人じゃないかと思えます。ただしこの9名の中には以前から地域医療振興協会のほうからみえていたというお医者さんもおられますが、3月31日時点で、労災病院で働いていた人であることは間違いのないと思えます。それで、医師の確保状況について、指定管理者になるときの約束、協定これはどうなっていたか、これは先ほど言われましたので私が言います。32人を確保して全12科を開設すると、診療するということになってるわけですね、それがその協定が実行されないということは、約束が反故にされてるということですから、この状況はどういうことでこうなっているのかお聞きしたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:45

再開 11:46

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

現状報告をされた中で、ドクターが20人というような状況になりました。このドクターが現状でもまだ20人しか確保されていないという状況は、協定に違反することになると思うんですよね。そういう意味ではこの協議会の中でこの問題が討議にならなかったのかどうか。この点、どうですか。

○ 健康増進課長

運営協議会におきましても医師の確保について早急に確保するようご意見が 있습니다。

○ 楡井委員

それはどこの責任ですという話になりましたか。

○ 健康増進課長

責任の所在というところまでは論議がありません。

○ 楡井委員

そういうのを総論賛成、各論反対という格言で言い表すことじゃないかと思うんですよね。全然、誰も責任を持とうとしていないんですね、ドクターの確保状況について。ここには先ほど説明された責任者が全部そろっているわけですね。にも関わらず、誰一人責任を持とうとしないところが問題ではないかと思えます。そういう意味からですね、立て看板やポスターに12診療科を行っていますというものもあるわけですね、これもお医者さんもないのに、常勤医師で運営しているのは4科しかないんですね。あとの7科は日替わりです、もう1科は全然診療していない状況でしょ、そういう意味では明確に看板に偽りありですね。こういう状況も真剣に討議されていないということなんでしょうか。

○ 健康増進課長

やはり、市立病院として運営するためには全科の診療科目につきまして常勤医師を配置するという事は目標です。その中でその当時協議会の中におきましては、医師の確保を早急にすべきだという意見があります。市としましても、医療振興協会としても、最大限の努力をしたいということでお答えをさせていただいていますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○ 楡井委員

先ほど責任がないというふうに言いましたけど、この協定からして12診療科全部の常勤医師でやると、診察を始めるというのは振興協会の責任なんですよ。そうになっていると思うんです。それを医師会の側も、特に市の側も何も言わないと、責任をはっきりさせないということは大いに疑問だと思います。患者さんの関係で見たらどうかといいますと、内科など4つの

ところが常勤医師、内科と外科と眼科と耳鼻咽喉科ですかね、この4つのところが診療がされています。そのほかのところは日替わりになってるわけですね。これでは飯塚市が市立病院を開設するというときに福岡県に申請書を出しているわけですね、当然ご存知でしょうが、そのときに出した患者確保計画、入院患者が180人だったと思いますし、通院の患者さんが470人じゃなかったかと、計画としては、これがひょっとしたら私の記憶違いかも知れませんが、後ほど確認していただきたいのですが、これが確保できていないんじゃないかと思うんですが、5月の状況がどうなっているか教えていただきたい。

○ 健康増進課長

20年の5月の入院患者につきましては、4,356人、ほぼ4月と同じ人数でして4人減となっています。外来につきましては8,041人、674人の増となっています。合計して入院外来12,397人、前月比670人の増となっています。

○ 楡井委員

外来患者が8,041人、これは月でしょうから、計画書は1日の人数が出してあったと思うんですが、そういう意味では当然、申請の数からすれば低いわけです。こういう結果がこれから先も続く可能性があるわけです、お医者さんがいないわけですから。そうすると当然振興協会としての経営状態は赤字に陥らざるを得ないんじゃないかというふうに考えます。そうなった場合、お医者さんをはじめ、職員の人たちの待遇悪化ということになりかねないんじゃないかと思うんです。現状でもお医者さんの残業代が支払われていないという状況がある、サービス残業の状態だというふうに聞いています。前回私いろいろ述べて調べていただいたことはいただいていますけどね、新たにお医者さんのサービス残業状態が出ていると、こういう実態について、先ほどいいました管理運営協議会で議題にならなかったというのが大変不思議なんですよ市長、どうですかね、こういうの問題にならないのはおかしいんじゃないですか。お医者さんの確保率は過半数は超えているといいながら、常勤で開いている科は3分の1ですよ、これは大いにおかしいと思います。次に協議会はいつ開催の予定ですか。

○ 健康増進課長

まず、お医者さんの残業の件ですが、お医者さんは年俸ですので、残業というあれはなかったと思います。次に運営協議会につきましては現在今から市民会議の公募を行います。また、ほかの方の人選を行って、8月末位には第1回を開催したいと考えています。その後、その御意見をもとに運営協議会を開催させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「飯塚市立病院の医師の確保について」の報告を求めます。

○ 健康増進課長

市立病院の小児科医療につきましては、4月1日の飯塚市立病院開設以降、非常勤医師で対応してまいりましたが、7月1日より常勤医師1名の確保が内定しましたので報告いたします。これによりまして、常勤医師が21名となりました。今後とも医師の確保に努めていく所存でございますので宜しく願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「飯塚市立病院における微量採血用穿刺器具使用について」の報告を求めます。

○ 健康増進課長

飯塚市立病院が、平成20年5月17日に看護週間の行事の一環として実施いたしました「ふれあい健康相談」の中で、簡易血糖測定（微量採血用穿刺器具を使用し指先からの微量採決により、その場で血糖値がわかる検査）に使用した器具について、使い捨てタイプでないものを使用したことが判明いたしました。同器具の使用による感染事例は、日本国内では報告されておらず、測定に際し、器具の先端部分を消毒のうえ個人ごとに針を交換して使用しており、感染の可能性はきわめて低いものの、万全を期すために、「ふれあい健康相談」においてこの検査を受けられた方につきましては、市立病院において無料で健康相談・肝炎等検査を実施する予定です。また、検査を受けられた方は128名おられますが、氏名等は控えておらず不明のため、市報等によりお知らせしたいと考えております。今回の件は、飯塚市立病院が市民病院としての市立病院PRを兼ねて、自主的に行ったことではありますが、そのことが当日検査を受けられた皆様や市立病院通院等の皆様に、不安、心配、ご迷惑をかける結果となってしまう、申し訳なく思っております。今後は、このようなことのないよう、関係者に厳重に注意すると共に、法令遵守の確立に向けて関係者一丸となって取り組むよう、口頭で指導すると共に、文書にて注意を行うようにしております。また、併せて、今後の処置については、万全を期すよう指導したところでありますので、よろしく願いいたします。以上簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「インターネット掲示板における殺人予告事案について」の報告を求めます。

○ 学校教育課長

インターネット掲示板における殺人予告事案について報告いたします。

平成20年6月18日19時21分にインターネット・にちゃんねる掲示板に、秋葉原事件に関連した書き込み欄において、福岡県内の小学生と中学生を対象とした殺人予告の書き込みがありました。翌6月19日10時30分に福岡県警及び福岡県教育委員会より本事案の緊急対応についての通知があり、教育委員会としまして、その通知を受け、直ちに市内各小中学校及び幼稚園に児童・生徒の安全確保の指示を行いました。

その具体的な指示の内容につきましては、まず、幼児・児童・生徒への事案発生連絡、注意喚起、安全指導の徹底を行うこと。また、集団による下校の実施。教職員による安全パトロールの実施。PTAや自治会等への事案発生通知、及び安全パトロールの依頼を行うよう指示をしました。同日17時に市内全児童・生徒の安否を確認し、本市においての危険は回避されました。翌6月20日の段階でも、書き込みの容疑者の特定はできていないとの情報でありましたから、下校時の対応については、前日と同様な形で行うよう指示をいたしました。

今後も、幼児・児童・生徒の安全確保につきましては、「何かあってしまった後では、絶対に許されない」との姿勢を貫き、発生事案内容に応じた具体的な対応策を設定し、どの学校でも共通水準に沿った対応がなされるように対策を講じていきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 12:01

再開 13:00

委員会を再開いたします。

江口委員ならびに楡井委員からそれぞれ所管事務調査をしたい旨の申し出があります。初めに、江口委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。江口委員の発言を許します。

○ 江口委員

すいません、所管事務調査について「ブックスタートについて」そして「文化会館の運営について」所管事務調査の許可をいただきたくお願いいたします。ブックスタートにつきましては、8月にも事業がスタートしようとしています、その事業についてそれがより円滑に運営されるよういくつかの点についてお聞きしたいと思っています。もう一点、文化会館の運営については、文化会館は今年一年指定管理者ではなく直営という形でやって行きます。しかしながら、来年度にはもう一度指定管理者に戻るわけですが、そうしてその公募等々のスケジュールを考えると厳しいところに来ているのではないかとと思っています。その分について、いくつか確認させていただきたいと思い、委員長においてお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

次に、楡井委員その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○ 楡井委員

私は3点お願いしたいと思います。ひとつは学校給食に関連してです、最近食材の値上げ等がいろいろ続いているようです。その関係で、それが学校給食費の問題の方に影響しないかどうかということについて視点を変えたところから質問させていただきたいと思います。

いまひとつは後期高齢者医療制度問題ですが、これはいろんな国民の運動などを反映して次々に政府のほうで見直し、手直しが行われています、かなり細々した事などもありますので行政の皆さんも対応に戸惑ってる点もあるだろうし、市民にとってみればよけいにそういう状況だと思うので、その点でどこがどういうふうに変更して、それが市民にどのように徹底されようとしているかについてであります。

それから生活保護行政についてであります、最近の、今年に入ってからぐらいの生活保護の申請状況、認定状況、そういうことに併せて生活保護の方が病院に行くときに交通手段を使いますが、その交通費の問題が、支給しないというようなことが先月の支給日のときに文書で出されました、その後政府の対応も変わっていますのでその点についてであります。それから、2011年ですか地上デジタル放送が開始されることに伴って、生活保護家庭についてこれがどのような対応になろうとしているのか、以上大きくは3点です。

○ 委員長

所管事務調査については、申し出の調査事項ごとにお諮りして会議を進めますのでよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。本委員会として「ブックスタートについて」所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

(举手・賛成多数)

賛成多数。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。「ブックスタートについて」を議題といたします。江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

ブックスタートについて、あらためてですね、どういった事業になるのか、そしてその実施に向けてどのようなスケジュールで動いているのか、そして実施主体はどうなっているのか、まずその点をお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

まず、ブックスタートについて説明します。ブックスタートですが、本を通して赤ちゃんに触れあい語り合う、ゆったりとした時間を持つことの大切さを伝える取組みと位置づけしております。ブックスタートの進捗状況でございますが、これにつきましては事業実施は、主体としましては市が主体となって取組んでまいります。その事業の実施につきましては指定管理者が行ってまいります。その連絡調整等ですがこれは図書館系のほうが行いまして互いに協力して実施して行くこととしています。それから4月に入りまして指定管理者との協議や打ち合わせ、それから穂波福祉総合センター、庄内健康福祉センターの会場の視察、スタッフの研修、ボランティアの募集、保健センターとの調整など8月の開催に向けてスケジュール的には順調にすすんでいます。

○ 江口委員

実施主体としては市の事業ではあるのだが、指定管理者が実際には実施をするところと言われましたが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○ 生涯学習課長

そのとおりです。

○ 江口委員

その部分に関してですね、一点疑義がある部分があります。指定管理者については3館ですね、筑穂、庄内と飯塚館の図書館運営を任せているところであります。他方ブックスタート事業に関しましては市内全域の赤ちゃんとその保護者の方々に対して絵本を通じて親子のふれあいの時間をきちんとつくるということをお伝えする事業です、その実施主体について今一度考えてやっていただきたいと思います。というのは、この事業自体は言われましたように保健センターさんも一緒にやります、そしてまたボランティアの方との協働も発生してきます。その一定程度の指定管理者が絡むのは当然ですが、前面でやるのがいいのかどうかという部分があるかと思っておりますので、その点についてご検討をお願いいたします。

保健センターとの打ち合わせについて現況どのような形でやってるのか、どのような打ち合わせをされていたのかお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

保健センターとの打ち合わせにつきましては、4月に入りまして、4月2日に穂波の福祉総合センターを会場視察に行っています、5月7日に同じく会場視察というようなことをいたしまして、その間、5月22日にも飯塚保健センターにも出向きまして実施に向けた事前協議を行っています。さらに6月3日、4日にも研修を兼ねてボランティアスタッフを連れて会場へ出向いています。また、その後、6月11日、6月17日にも保健センターで実施にむけた事前協議を行っています。

○ 江口委員

今の中で5月22日、6月11日、17日の保健センターとの事前協議、ここが一番大切なんだろうと思っています。こちら、相手方としてはどういった方々とお話をしているのでしょうか。というのは実際にこの事業自体は乳幼児健診と一緒にやるわけですね、そうするとその現場におられるのは保健士の方々です、その方々とのすりあわせが十分出来ているのかどうか、その点について教えてください。

○ 生涯学習課長

基本的にはスタッフは保健センターのスタッフとのいわゆる事務的な打ち合わせ、それからセンター長とは図書館の係長それから指定管理者の図書館の館長、副館長が一緒に行って打ち合わせをいたしております。保健士さんと図書館のスタッフの方との事務レベルでの打ち合わせといったものもしています。

○ 江口委員

その部分が一番大切になるかと思いますが、十分な打ち合わせをお願いいたします。この、いわゆるブックスタート事業に関しまして、いろんな方々が関わってくる、その点に関して先の予算委員会でも質疑をさせていただきました、実際に実施に当たってはどのくらいの方々の必要になるのか、このブックスタートに絡んで何人くらい、それから頻度とか、教えていただけますか。

○ 生涯学習課長

ボランティアの人数ですが、穂波の保健センターではいわゆる受診者が概ね60名から70名が予想されています、従いまして概ね12名から15名のボランティアスタッフが必要になると思います。それから庄内保健センターでは大体30名から40名の受診者が予想されますので概ね6名から8名のスタッフがいれば出来るのではないかと考えてございます。併せまして、図書館のスタッフですが、ボランティア自体は今現在で16名の確保が来ていますが、そのほかに図書館のスタッフとしてブックスタート専任の職員が2名、館長以下3名の5名が当分の間出て行って対処するというふうに聞いています。

○ 江口委員

これ毎月やるんですね、4ヶ月健診のときにお伺いして、こられたお父さんなり、お母さんなりと子どもさんに対してこの事業の説明をしながら、本を手渡す、そして読み聞かせをやる、そういった形ですね。それが毎月一回ありながら今いわれたように穂波では60名から70名、庄内では30名から40名、それに対してスタッフとして図書館から合計5名くらいは当分の間出て行く、で、ボランティアスタッフが穂波では12名から15名必要、庄内では6名から8名必要という形だったと思います。ボランティア16名登録があるというお話でしたが、どうしても厳しいと思うんですね、そのときは当然のことながらこれは市の事業でありますので市の方から当然のことながらきちんと人を手当するということになるかと考えていいですか。

○ 生涯学習課長

今ご指摘がございましたように、長期的に考えますとこれでは十分とは言えませんので、継続的に募集することとし、図書館内での案内、それから毎月の市報掲載等を使って募集をしていきたいと思っています。

○ 江口委員

きちんと市の方で対応する、そしてまたそれが分厚くされていくように募集をかけていくという形だったかと思いますが。このボランティアの方々が実際にこのブックスタートの中で参加されるにおいても色んな心配事があるんだと思います。大体どうやってすると、とか、何を気お付けられないかと、とかですね。それで必要になるのが研修だと思います。その研修がどのようになされるのか、そしてまたそのボランティアの活動に対して実際に人が動けば事故があるかも知れない、また費用が発生する等々のことがあったかと思いますが。その点についてブックスタートの予算と併せてご説明願います。

○ 生涯学習課長

ブックスタートの実施方法ですが、受付から栄養相談までの各段階の中で受診後の待ち時間が最適と考えられますので、この待ち時間の対象者を中心に行う予定でございまして。それから研修内容ですが、これにつきましては指定管理者の方でその日程を組んでいただきまして、ボランティアはもちろんですが、図書館のスタッフにも毎月数度の研修を実施していただくように考えています。次に費用の件ですが、費用につきましては本年度約126万円を計上しています。この内訳については絵本等のいわゆるパックの購入費が111万円、その他事務費が約15万円ということで予算計上をいたしています。

○ 江口委員

ボランティアの方々の活動に関する部分ですね、その事故に対する保険、そして人が動けば費用がかかります、その部分に関してはどのような配慮が成されているのかに関しても、予算委員会のほうでは是非この部分をきちんとやっていただきたいという話をさせていただきました。現状、その部分に関しては、そうするとこの事務費の中でされるのか、それともまったく0でやるのか、どんな感じでしょうか。

○ 生涯学習課長

ボランティアに対するいわゆる費用といえますか、謝礼に関しましては、本年度につきましてはボランティアに対する謝礼等は考えておりませんでしたので、ボランティアのほうにもその話をしていませんし、予算化もしていません。しかしながら8月以降、8ヶ月間のボランティア活動につきましては何らかの形での支援が出来ないかということとただいま検討しているところです。それからボランティアの保険につきましては、これはブックスタートに限らずですが、図書館での読み聞かせボランティアを含めて図書館がその指定管理料の中で加入することとなっています。

○ 江口委員

保険に関しては対応するという事によろしいですか。ボランティアの方々が自宅からその会場まで往復するわけですね、その交通の間で事故が起きる、そしてまた、会場で何か事故が起きる、またお聞きする中ではブックスタート実際には、会場にこられなかった方には自宅訪問もありえるという話がありました。そこに例えばボランティアの方々が行った時に、そこでの事故、行き帰りの事故、その部分についてもこの保険で対応できるということでもいいですか。

○ 生涯学習課長

申し訳ございません。この保険につきましては指定管理者の方で加入するという事で対応していただくようにしていますので、その内容の確認まではしていません。

○ 江口委員

そうしますとボランティアの方々のその旨をきちんとお伝えした上で事業に参加をしていただいてください。そうでないと、不慮の事故があった、そのときにボランティアの方々はこうやってやってるんだからなるんだらうと参加された、ところがこればならないということになると、ちゃんと説明してくれなかったじゃないかということ等もありえます。その部分について確認の上、きちんと説明をしてください。後もうひとつ謝礼というよりも、交通費どうしてもかかる分があると思います、車がガソリンは消費する、これだけガソリンが高くなると、それも馬鹿にならないというところがあります。その分については、こうやって市の事業としてやる以上、そこはボランティアだから全部出してくださいよというのは、本当にいいのかどうかという部分があります。だからこそ8月以降に関しては、ボランティア派遣事業という話がありましたよね、基本的にその部分について必要だと思うので、予算の段階では入ってなかったけど、それについてはきちんと対応したいという考え方でよろしいですか。

○ 生涯学習課長

基本的にですね、このブックスタートにつきましてはボランティアの報酬といえますか、謝礼といえますか、これにつきまして以前に調査されたものを見てみますと、無料で、まったくのボランティアでやっていただいているというところが多いときいています。そういったところから、この費用につきましては、本年度、20年度はボランティア無料でいきたいということではなかったかと思っておりますが、果たしてそれでいいのかどうか、それも含めてただいま検討をいたしていますので、もうしばらく時間の猶予をいただきたいと思っています。

○ 江口委員

それでは教育長のほうにお聞きいたします。学校等で色んな方々がボランティアで手伝っていただいている分がありますよね、その部分で言われたようなボランティア派遣事業等があります。そういうことを考え合わせると、この部分についてはどのような方向でやっていこうとお考えなのか。

○ 生涯学習部長

ボランティアの定義につきましては先の委員会の折にもですね、ボランティアの定義について一般的には個人の自発的で、自由にに基づきまして広義の対価を求めることなく社会に貢献することと一般的には考えられています。このように基本的には無償であるという考え方の中で、このブックスタート事業につきましても所管課として考えていますけど、しかしながら現実のボランティア活動につきましては、先ほど課長が言いますように非常に多様化している現状ですので、この8月の実施にむけましてしばらく時間をいただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

○ 江口委員

そのボランティアの定義のところが多少食い違いがあるかと思うんです。教育長も、はたして今の部長の話と同じなのかどうかですよ。それは、ボランティアは確かに自発的な行為ですよ、であるならば、それを市の事業に組み入れるのが妥当なのかどうかという話になるわけですよ。外でやっていただく分はいくらでも無償でと、それは勿論そうだと思うんですが、ここに関してはあくまで市の事業に組み入れるわけですよ、だからこそ、その部分で考えなくてはならないと思っているんですが、教育長もどんな感じですか。

○ 教育長

多くの市民お方々が市の色々な事業に関わっていただいて、そして市の事業が活性化していくことについては、市民協働のまちづくりにとっても非常に大事な事だと思っています。そういう意味でボランティア活動がどんどん進んでいくことは非常に大事な事だと思っています。ボランティア活動を考えるときにひとつはやはり自分で献身的に自分のためにとということで、自分のお金を払ってでそういう活動をしながらか自分が学んでいくという形で参加される場合も多々あるという風に思っていますし、そういう意識も大事にしていかなくてはならないという風に思っています。かたや、いろんな事業をやっていく上で、どうしても行政だけではやっていけない分野にいろいろお願いして、ボランティアとして参加していただくという場合がございます。それもボランティア活動のひとつだと思っていますけど、継続的に責任をもってやっていただく分については、謝礼というよりも、先ほどから言われていますように費用弁償的な実費的な分でも出せるようなことも今後考えていかなければいけないというふうに思っています。そういう意味で今ブックスタートの話がございましたけど、とりあえずは今年度そういう予算も要求していなかったわけですよ、予算もないわけですよ、とにかくスタートにむけてがんばっていきながら、実際にそういう場面に直面することもあると思いますので今後さらに検討させていただきたいと思っています。

○ 江口委員

是非その検討を早くやっていただきたいと思っています。現実にはこれはその問題にもう直面していると思っていますので、早期の検討と、そしてせっかくやっていただいているいい事業ですので、うまくいくことをお祈りいたしまして質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします、本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として「文化会館の運営について」所管事務調査を行うことに賛成の委員は举手願います。

(举手・賛成多数)

賛成多数。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。「文化会館の運営について」を議題といたします。江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

文化会館の運営について、先ほどにも発言しましたように、もう時期的に厳しいところに来てるかと思っています。これから先、公募等々になるかと思うんですが、このスケジュールについてどうなっているのか、そしてまた代表質問、一般質問等で指定管理者の分に関していくつか変更点がありえるという話があったかと思えます。もし変更点があるのであれば、その点はこういったことかお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習課長

まずスケジュール的な部分ですが、現在、総合政策課の方で指定管理者制度マニュアルを作成中でございます。これが出来上がり次第事務を進めていきたいというふうに考えていますが、最終的には12月議会にお諮りしたいというふうに考えています。それからその変更点ですが、マニュアルの作成中ということでその内容について深く把握していませんので、これが決定されましたらその内容に沿って事務を進めてまいりたいと考えています。

○ 江口委員

総合政策課の方でマニュアルを作成中とありましたが、ことこの部分に関しては、それぞれの各課の事業についても関係あることであります。是非ですね、総合政策課がつくる作業の中に教育委員会としてはこうやっていただかないと困る等々の意見をきちんと出しながらですね、それを一緒につくっていく作業をしていただきたいと思いますというわけです。というのはコスモスコモンに関しては、今回公募したのは市民の方々によりよいサービスをより安価な価格で提供するために指定管理者を公募したわけですよ。そうしたらそれが実現できるような形にならないと困るわけです。そういった部分で例えばの話ですが、募集期間に関してそれを延ばしてはどうかという話を私自身はさせていただきました、これについては手を上げるところが、参加できる部分を縛る部分ではありません。そしてまた、選定委員会の人数を増やすという話がありました、ここの部分に関しても参加できる方々が変わるわけではありません。ですからこの2点についてはお話もあってましたし、それがなる部分についてはありえる話だと思っておりますが、例えばですが、グループ応募はだめよであるとか、応募できる要件として県内に事業所があること、もしくは飯塚市内に本社があること等々の住所要件がつくことになると、これは話が大きく変わってきます。それはコストについても大きく変わってくるんです。ここにそれこそ図書館から借りてきた指定管理者制度という本があるんですが、この中での、みずほ総合研究所の事象分析についての紹介があります、選定方式から見たコスト削減率、公募の場合の平均コスト削減率16%、非公募では9%と大きな差が見られる、そして公募で新たに民間企業が参入した場合がもっともコスト削減率が高く22%、大して非公募の出資法人の場合は7%等々と選び方でコストはかなり変わるわけです。そしてまた提案の内容も大きく変わるわけです。今まで飯塚市はこの部分に関してより市民に利益があるようにということで事業者の方々には厳しいかも知れないけど、全国のどこにも縛りをつけずにしてまいりました。その部分が変わらぬようにきちんとやっていただきたいと思います。その点について何か考え等がございましたらお話をお聞かせください。

○ 生涯学習部長

先ほど課長が申し上げましたように、指定管理者の手続きにつきましては所管課のほうで現在検討中でございます。今日まで所管課の条例規則あるいは要綱に基づきまして導入委員会におきまして選定をしていただき、議会に提案をさせていただいておりますので、市としての統一したマニュアルが現在検討中ということでありますので、それが出来次第、私どものほうもスケジュール的には先ほど課長が言いましたように12月にむけまして取組んでいるところですのでご理解をいただきたいと思っております。

○ 江口委員

12月にむけてという話がありました。先般では12月議会で否決されて、時間が足りずに2月では指定管理者ではなく直営という話になりました。だからこそそのときに、その前後で私は12月議会の提案ではなく9月議会の提案も視野に入れて前倒しでやらないと厳しいですよねという話をさせていただきました。もしこれが12月議会の提案であってももう本当ギリギリですよ、特に募集期間を延ばすとなると本当にもう公募が始まってないといけない時期です。そういうことを考えると、担当課の結果を待ちますではなくて、そしてまた担当課から結果が来たら思っていたことがやれないことがあり得るのであれば、そうなる前に担当課と総合政策課の方と私どもはこれこれこういう考え方を持ってる、これでちゃんとやれるように一緒に協議をしてくれというお話をやらないと、それこそ来たはいいけど、ずっとずっとまっててそれが例えば9月に来たら全然間に合わないですよ、そういうのも含めて協議をしていただきたいと思うわけです。その点、どうでしょうか。

○ 生涯学習部長

今後の期間、日程等につきましても所管課とそこらあたりについて十分検討はしています。一度否決された議案でもありますので、慎重を期しまして、私どもとしても取組みをさせていただいておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 江口委員

是非それが間に合わないということが無い様に、一年限りというような形で直営にしたわけです。そのときも齊藤市長自身はきつい決断をされたんだと思っています。そしてもういっぺん戻る指定管理者です、この選び方が不透明であるとか、市民のためにならない選び方にならないように、グループ応募であるとか、事業所の住所要件であるとかに制限がつかないようにきちんとこれはやっていただかないと、それこそ今度そういったものがついた中で選べると、それこそもういっぺん否決ということがあり得る話になります、逆に。その点を十分注意してやっていただきたいと要望しておきます。

あと、もう1点提案があるんです、これ公募するときにいろんなそれぞれの業者が、アイデアが盛りこめれるような提案のほうで是非やっていただきたい。例えば、今開館日は月曜が休館なんだけどそれをずっと減らすとか色んな、例えば開館時間を延ばすとかそういった部分のこと受け入れられるような提案書が出せるような公募要綱を作っていただきたいと要望して終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします、本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします、本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。お諮りいたします。本委員会として「学校給食に関して」所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。「学校給食に関して」を議題といたします。楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、学校給食に絡んで5点ほどお聞きしたいと思います。投機マネーだとか、バイオガソリン、こういうことが影響しまして、あらゆる食品が値上がりしています。ガソリンや重油の値上がりということでイカ釣り船がストライキを起こしたというようなニュースもありましたし、漁そのものを廃業するというような報道もあっています。そういう中で育ち盛り、食べ盛り、子どもさんをもつ保護者の方々には気が気ではないというふうに思われますし、そういう人たちにとって見て栄養面をきちんと保証してくれる学校給食というのは大変ありがたいことじゃないかというふうに思うんです。そこでおたずねいたします、食料品の値上がりが家計に響かない様に施政の側面から応援すべきだと思います。この点について学校給食課としてのご意見をお伺いしたいと思います。

○ 学校給食課長

お答えします。学校給食用食材につきましては70%以上を財団法人福岡県学校給食会から購入していますが、この学校給食会からの報告では本年度につきましては中国、九州地区共同購入の積極的推進、本会経費の削減により値上げ幅の抑制に努め、主食であるパンについては平均4.9%の増、精米については据え置くことが出来ましたが、このような物価上昇では維持が困難になっているとの報告を受けています。また、30%近くを地産活用していますが、この物価上昇の中、栄養教員においては現行の給食費に併せて日々の食材の工夫を行い、栄養価の減少を起こさず安全安心な給食提供に努めていますが、県学校給食会と同様にこの地産活用の維持が困難になってきています。

○ 楡井委員

私の質問をよくご理解いただいていないと思うんですよね。こういう食料品の値上がりがか家計に響かないように、施政の側面から応援すべきではないかと、この点についてどう考えているのかという質問ですよ。今のような給食会の云々というのはきいていないんですよ。どうですか。

○ 学校給食課長

今の説明では全体的なことをご説明しましたが、一応今のところは現給食費で安全安心な給食が無事提供に努めているところです。

○ 楡井委員

なかなかどうも質問がかみ合わなくて困りますけどね。委員の方から時間をもらってるんです私、ですからあまり突っ込めない状況があるんですけどね、今のも関連しながら次の質問も併せて答弁してください。6月は食育月間だというふうに農業新聞で読みました、そこに非常に示唆に富んだ話がありました。つまり食育活動のキーワードとして、ひとつは食を上手に組み合わせること、いわゆる選食というようです。もうひとつは肥満とか癌とか糖尿病など生活習慣病などを賢く予防して撃退するということを食戦というそうです、英語で言えばフードフ

アイターとか書いてありましたけど、そういうことらしいんですよ。このことはこういう習慣病が子どもの世代にもずっと広がってきているという心配があります。このような時期に、今言った食育活動の二つのキーワードを実践するという意味で、これを学校給食にあてはめてこのことを考えたらどうなるかと考えてみた場合、自校方式とそれから地産地消の拡大ということが欠かせないんじゃないかと思うんです。先ほどの答弁の中で給食会からの品物が70%を占めてるという報告がありました。そういう状況の中で、今言ったこの二つのキーワードを実践するという意味では地産地消、自校方式の拡大ということが求められているんじゃないかというふうに思うんですが、担当課としてはどういうふうにお考えですか。

○ 教育部長

自校方式につきましては、去年から報告をいたしておりますけど、給食運営審議会の中で自校方式のほうが望ましいということが出ています。地産地消につきましては、今、飯塚市の学校給食の中で地産地消約24%だったと思います。これ地産地消やっていますが、なかなか地元の食材を継続的に手に入れるというのは非常に難しいということもございまして、24%程度にとどまっているわけですが、安心安全な学校給食という側面からもうしましたら、やはり地元の産物を供するというのがやはり大事な面ではないかと、学校給食のほうでは考えていますので今後も出来るだけ地産地消を進めて行くという考えでおります。

○ 楡井委員

昨日の一般質問でもありました、アレルギーに関する質疑ですね、これがありました。そういう意味では学校の生徒一人ひとりに対応する細やかさということを経理長さんも具体的に報告されていましたが、なかなか大変だなというふうに思いました。このことを給食の面から考えた場合、やはり小さい範囲で子どもさんたちへの対応ということを経理長さん考えた場合、非常にこの自校方式大切なことだと改めて思った次第です。で、一日も早く全校で自校方式を実現するという意味で現在穎田と飯塚関係の学校がセンター方式になっています、この穎田の関係でみて今年から穎田でセンター方式になっていますのでこの2ヶ月間実際にやってみて穎田の方へ運んで行く、こういうことでの何か問題点とかは生まれていませんか。

○ 学校給食課長

穎田地区の幼稚園、小中学校につきましては元々センターによる自配校だったため影響はしていません。

○ 楡井委員

学校現場には支障が出ていないということですが、飯塚のセンターのほうから運んで行っているわけですよね、そういう意味では非常に小さいかも知れませんがCO2の環境問題とかいう点から考えれば全く影響がないということではないと思います。何かこじつけで申し訳ありませんがね。そこで、今まで私が述べてきた考え方で、給食の滞納問題を考えて見たわけですが、滞納克服というんですかね、言葉が正確ではないかも知れませんが、これを、未納を一掃するというふうに真剣に取り組んでおられるというふうに思います。その滞納一掃の活動を、業務を進めていく上で、先に述べたこの二つのキーワード、この立場を取り入れるということは非常に大切じゃないかと思うんです。未納されてる親御さんたちにはいろいろなことを述べる人がおられるというふうにも聞いていますが、先ほどいった二つのキーワード、特に2番目の方の問題を訴えることによって、この給食の大切さということと言えるんじゃないかと思います。この大切さをしっかり理解してもらって未納を克服していくということも非常に大切なことなんじゃないかと思うんです。そういう意味で、この考え方を滞納問題と結合して考えるということについてどういうふうにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○ 学校給食課長

滞納につきましては今職員一丸となって、夜家庭訪問なんかして頑張っておりますけど、や

はり払えないかとか、そういうふうにはやはり給食についての別の意見じゃなくて、支払いが困難な方がほとんどの方で、今分納とかそういうふうをお願いして徴収率アップに努力しているところでもあります。今のところそういうふうには食戦ですか、フードファイターみたいな方は、今のところはおられませんので、とりあえず極力払っていただくように対面方式で説得しているところでございます。

○ 楡井委員

フードファイターというのを、理解が間違ってるんじゃないですか。理解が違ってるとしょ。

○ 教育部長

すいません、理解がいつてないようで。今、給食費の滞納問題につきましては、対策としては担当課長が答えたとおりです。職員一所懸命やっていますし、今後とも教育委員会あげてやっていこうという考え方を持っていますし、また、その先のことも考えよとっています。いわれますように啓発という面から考えると、いろんなやり方があると思います。その中のひとつがやはり先ほどいわれました食戦といいますか、癌とかアレルギーという問題もあります、そういうものを予防するという面からの啓発、学校給食が安全だよという啓発をしていって、給食費をいただくという面もあろうかと思しますので、今言いましたように滞納問題につきましてはいろいろと方策を考えていますので、その一環として考えられると、参考意見とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○ 楡井委員

是非そういう立場を貫いていただければと思います。この問題について最後の質問ですが、現在学校給食の食材、先ほど言われましたように地元産物が3分の1というふうには今まで聞いていたんですが、先ほどの話では4分の1に後退している状況があります。学校給食会からの購入がそういう意味では65、66%、4分の3というようなことになっていくとますます食材の値上げから、給食費の引き上げというようなことが心配されるわけです。先に述べた4つの点から考えて、やはり給食費の値上げを是非ですね、安易に市民の方たちに押し付けるというようなことの無い様にしていただきたいわけですが、学校給食課としてそれが、値上げをしないような努力、このことがどのようなことが考えられるのかお聞かせ願ひたい。

○ 教育部長

学校の給食費につきましては、当初に担当課長がお答えを申しましたように、非常に食材購入の面から苦しい状況が続いています。他市の状況を見ましても、隣接の直方市は値上げを決めています。そういう状況の中で飯塚市におきましては出来るだけの努力をしながら今やっている状況ですが、これだけ上がりましたら、安心安全といえますか、栄養バランスの取れた給食を児童生徒に提供するという面からいたしましたら、この分については今後検討させていただかなければならないというふうには考えていますのでよろしくお願ひいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします、本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 49

再開 14 : 00

委員会を再開いたします

お諮りいたします。本委員会として「生活保護行政に関して」所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。「生活保護行政に関して」を議題といたします。楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

この項目は比較的簡単にやります。現在生活保護世帯への病院への交通費問題が生まれています。これは事実上撤回をされたというような状況でしょうが、その顛末について報告していただきたいことと、6月分の支給の際に全世帯に対して通知を出しておられます。今回、事実上の撤回ということでありますので、撤回されたということも全世帯に通知すべきではないかと思いますが、その点についても説明していただきたいと思います。

○ 保護1課長

ただいまのご質問ですが、4月1日に援護局の局長通知が出されまして、6月10日に再度周知徹底ということで通知が出されています。それまでの顛末について説明をさせていただきます。

医療扶助の移送費につきましては、4月1日付け厚生労働省社会援護局長名で「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について、通知がまいっております。その後4月4日には、援護局保護課長名で「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」という通知がまいっております。また、同日に事務連絡として「医療扶助の移送費に関する取扱い等について」という事務連絡がなされております。その後、移送費の取扱いについて全国各地の福祉事務所から問い合わせがなされたことを受けまして、福岡県においては県保護・援護課の方から「取扱いに疑義がある事例については、県で取りまとめの上、厚生労働省に照会をするので」ということで文書がまいりましたので、飯塚市といたしましても4月16日にこの通知で示されておりました「高額の基準」とか、あるいは「へき地の内容」とか「身体障害等に精神障害、知的障害や難病等が含まれるのか。」等の問い合わせを行いました。この問い合わせについては県のほうからも国のほうからも具体的な回答はいただいております。このようなことで4月から5月にかけて医療移送費に関する問題が全国的に取り上げられる事態となってまいりました。福岡県におきましても4月30日、5月10日何日だったと思います、それと6月6日に県の生活保護担当課長会議が開催されましてこの中で県の見解あるいは国の見解等が示され我々も一生懸命地域の実情を訴えながらこの通知の内容の具体化というようなことを言ってまいりました。

このような状況の中で、質問者もご承知のとおり、舛添大臣の方から「箸の上げ下ろしにかかる細かい部分については国としては示さない。」「地域の実情に照らして、各福祉事務所で判断してほしい。」という内容を受けまして、厚労省が全国3箇所ブロック会議等を開催いたしました。今回6月10日の「医療扶助における移送費の給付決定に関する留意点（周知徹底依頼）」という通知が援護局保護課長から出されたところでございます。現在この周知徹底依頼の内容に基づきまして7月からの移送費の取り扱いを進めてまいりたいというふうに考えておるところです。

それと6月の保護支給日、5月31日に支給したわけですが、このときに移送費に関する内容を周知するために4月1日付けで厚労省の方から通知が参りました内容のチラシを配付しておりました。その後ただいま説明しましたようにいろいろな動きがありまして、従来の内容とずいぶん取り扱いが変わった部分がございます。これを再度受給者の皆さんに周知するために7月分の保護支給日の際に改めて訂正のチラシを配付させていただくようにしておりますのでよろしく願いいたします。

○ 楡井委員

この移送費の問題については生活と健康を守る会、その他国民各層と皆さん方行政職員の方たちが協力して問い合わせをしたり、運動をしたりして現状のように、結局最終的には事実上の撤回というような状況にもなりました、そのことを皆さん方が文書で再度徹底していただくということになりましたので大変ありがたいことだというふうに思っています。

次に、地デジ放送が先ほど言いましたが2011年の7月から実施されるということでしたが、生活保護費の中にはこの地デジ放送に対応するテレビ代とかこういうものは入っていませんし、補助の機械を設置する費用も入っていないという状況でありますので、これに生活保護世帯としてはどう対応していかなければいけないか、また国の方なり市の方がどういう対応をして来るのかということについて報告願えればと思います。

○ 保護1課長

質問者が言われますように2011年7月24日から始まる地上デジタル放送につきましては、テレビを買い換えるか、専用のチューナーを取り付けるかして対応する必要があります。6月11日の新聞報道ですが、総務省の方針として「経済的弱者への受信機の普及」が取り上げられ、生活保護受給者には、専用チューナーの現物支給を行うことが打ち出されました。早ければ来年度に実施される予定であります。このことにつきまして、県保護援護課に問い合わせましたが、「現在、支援対象とすることを打ち出したが、具体的な内容についてはまだ県としても把握していない。」ということでありました。その後何回かやり取りしたんですけど、今日6月27日通信審議会というものが総務省のほうで開かれまして、そこで明確に打ち出されるというような情報を得たところでございます。今後は、総務省、厚生労働省との協議もなされることと思っておりますので、このことにつきましては、協議の状況を見ながら、情報把握に努め、早いうちに受給者の皆さんにお知らせし、効率よくこの事業が展開できるように取組みたいというふうに考えています。

○ 楡井委員

現在のテレビを使うということになればチューナーとやらを取り付けなければならない、かなり高齢者の方もいて、取り扱いそのものがよく理解できないというようなことになったら、品物をもらってもどうするんかいなということになると結局どこかの電気屋さん頼まないといけないということになって手数料を取られるというようなことにもなる可能性もあると思うんです。そういう意味では品物をもらってどういうふうに対応したらいいのかということをおもわかりませんので、十分研究もされて混乱の起こらないようにひとつしていただければというふうに思います。

次に、最近の生活保護申請状況を説明していただきたいと思っております。

○ 保護1課長

最近ということでございますので、平成20年1月から5月までの5ヶ月間についてお答えさせていただきます。まず、相談件数でございますが、1月が46件、2月が63件、3月が48件、4月が61件、5月が52件で1月平均では、54件でございます。次に、認定件数、つまり保護開始決定件数でございますが、1月が30件、2月が32件、3月が34件、4月が43件、5月が36件で1ヶ月平均では、35件でございます。続きまして、1月から5月の間に保護開始決定いたしました175世帯の類型別件数でございますが、高齢者世帯が38件で21.7%、障害者世帯が13件で7.4%、傷病者世帯が48件で27.4%、母子世帯が20件で11.5%、その他世帯が56件で32.0%となっております。また、保護開始決定いたしました世帯主を男女別に見ますと男性が91人、女性が84人となっております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします、本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として「後期高齢者医療制度について」所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。「後期高齢者医療制度について」を議題といたします。楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは若干おたずねしたいと思います。後期高齢者医療制度に関わる総数、国民健康保険からの移行者、それから社会保険からの移行者といいますか、同時に社会保険などの被扶養者これがどのくらいおられるのかそれぞれ数字が分かったらお願いしたいと思います。同時に、老人保健ですね、ここでは滞納をしても保険証が取り上げられないことになっていたんじゃないかというふうに思いますけど、それがどうなっているのか、と同時にいまひとつ、障がい者で65歳から74歳までの人は重度の方たちはこの後期高齢者に加入すべきと、もし加入しなかったら医療費の助成を行わないというペナルティがつけられているようですが、この障がい者の人たちの対象人数が何人になっているのか教えていただきたいと思います。

○ 健康増進課長

まず、後期高齢者医療の対象者数です、総数は16,819人、そのうち国民健康保険からの移行者は10,458人、社保等本人が5,769人、社保等の被扶養者が592人となっています。

それと、保険証の資格証明証の件でございます。老人医療につきましては、資格証明証の発行ということはございませんでしたが、後期高齢者医療制度につきましては支払いに応じていただけない方にはいろいろこちらからもアプローチしてどうしてもお話いただけない方、そういった方に対しては資格証明証の発行をするということになっています。

それと一定の障害のある方につきましては、65歳以上の方につきましては、後期高齢者医療に入ることを選択できることになっています。その対象となる方について978人おられます。

○ 楡井委員

次に、保険料に関してですが16,819人の人たちが年金から天引きされる人たち何人くらいおられるのか、同時に後期高齢者医療制度に移行したときに、保険料の算出の方法といいますか、それと同時にひとりどれくらいになるのか報告してください。

○ 健康増進課長

まず、16,819人のうち年金から天引きされる方の人数ですが4月時点の仮算定でお答えさせていただきます。全体で11,302人おられまして全体の67.2%となっています。それから、後期高齢者医療制度に関する費用負担の問題です、福岡県の場合、所得割が9.24%、均等割が50,935円となっています。軽減につきましては国民健康保険同様に7割、5割、2割の軽減を設けています。例で申し上げますと夫婦2人世帯で収入は夫の年金収入200万円の場合、夫は所得割が43,428円、均等割が2割軽減の40,748円、合計で84,170円となります。妻は均等割が2割軽減となり40,748円、十円未満切捨てで40,740円、夫婦合計で124,910円となります。同様に年金収入120万円の場合は均等割が7割軽減となり、夫婦とも均等割のみで15,280円、合計で30,560

円となります。

○ 楡井委員

そうすると総数16,819人の中から、67%の11,302人という人たちを外せば、5,519人になるかと思うんですが、この人たちは普通徴収となるんですか。

○ 健康増進課長

すべてではございません、今から社会保険の方が、今のところ国民健康保険の方で特別徴収していますので、10月から被扶養者の方でも特別徴収の可能性のある方がございますので、その方につきましては特別徴収ということになります。

○ 楡井委員

それから、先ほどの報告の中で数字がありました、社保などの被扶養者592人というふうに報告がありましたけど、この人たちの収入の状況はお分かりですか。

○ 健康増進課長

今のところ分かりません。

○ 楡井委員

掌握する努力をお願いしたいと思います。それで、保険料が高くなる人、安くなる人、それぞれいるんじゃないかと思うんですが、大体概算してどのような傾向にあるかお願いします。

○ 健康増進課長

資産割がない場合でお答えさせていただきたいと思います。1人世帯の場合、8,636人おられますが、1人世帯でおられる場合にはどの階層の方も前の、国保だけで比較しますが、国保の保険料と後期高齢者医療制度の保険料を比較しますと後期高齢者医療の方が安くなります。2人世帯の場合、これは後期高齢者2人世帯の場合です。これは年金収入が360万9千円以上の方につきましては後期高齢者の方のほうが安くなりますが、その他の方については負担増となります。そのほかの方につきましてはケースバイケースですので一概にはお答えできませんのでよろしくお願いたします。

○ 楡井委員

そういう状況の中で保険料の将来展望、これはどうなんでしょうか、具体的に今後下がるという見込みはあるのかどうかについてはどうでしょうか。

○ 健康増進課長

これから全体の50%を公費負担、40%を保険者、1割を被保険者、保険料として集めるという仕組みになっています。今後医療費が下がれば保険料が安くなりますけど、今の傾向から申しますと増加傾向になろうかと思っています。それを考えれば増えて行くということが考えられるのではないかと考えています。

○ 楡井委員

医療費の増減ということも影響するんでしょうけども、主には高齢者人口の比率によってということではなかったかなと思うんですね。そういう意味ではこの保険料は自動的に今の10%が11%12%15%という形で上がって行くんじゃないかなというふうに思います。

4月から天引きが始まりまして、6月に2回目の天引きが行われています。この間、窓口その他に相談や苦情その他が来ているんじゃないかというふうに思いますが、その件数と内容について報告願いたいと思います。

○ 健康増進課長

4月から5月までの相談件数、苦情、いろいろな諸々でございます。総数3,118件で4月が1日平均が149件、5月が29件となっています。これは支所、本庁含めてでございます。相談内容につきましては保険証が届いていない、あるいはなくしてしまった。75歳でなんで線引きするのか。年金問題も片付いていないのになぜ年金から天引きしなくてははいけない

のか。保険料はどのくらいになるのか。といったようなことでございます。

○ 楡井委員

今、全国各地でこの後期高齢者医療制度廃止、国会でも参議院では廃止が通りました。そういう状況でかなり国民の方たちは怒っているといいますか、反対をしている状況で、65%くらいの人たちがそういう方向だというテレビの報道などもあります。市民の皆さんや国民が何に腹を立てているのか、今少し苦情の内容が述べられましたけど、これがどういうふうに皆さん方は捉えられているのかについてお聞きしたいと思います。

○ 健康増進課長

市民の方からのいろいろな苦情もしくは疑問等もございますけども、あっています。後期高齢者75歳以上をなぜ線引きするのかといったこともございます。しかし、今まで老人医療制度につきましても、老人医療は75歳以上というところは変わっていませんし、負担割合も現在と変わっていません。はっきりと違うのは費用負担の面で、後期高齢者の広域連合が出来ていまして、そこが保険者となって実施していること、また費用負担のいろいろな割合が変わっていること、こういうことがあろうと思いますが、75歳以上というような線引きでは今までと変わっていませんし、要は中の説明といいますか、今後必要な保険制度であるということを知ることが足りなかったのではないかと考えています。

○ 楡井委員

今まで老人医療もそうだったと、だから線引きに問題があるのではないというふうに言われましたけどね。先ほど報告にあった中でも75歳からなんで線引きしなくちゃならないかということがいわれているんですよ。これは差別問題なんですよ。全然別枠の医療保険に入らなければならないという問題があるんじゃないかと思います。そういう意味でも大変な人権問題だと思いますし、年齢による差別が行われるということになるんじゃないかと思います。それから世代間の対立、先ほどの国保の条例の時もあったように支援金という形で言葉遣いも変わってるわけでしょ、そういう意味では75歳以上の人たちに対する差別、人権問題、こういうのが一番怒っているところじゃないかと思います。そういうところで新聞報道、テレビ報道も一番怒っているところじゃないかと思うんです。そこ辺をもう少し理解していただかなければ、この法律を実行して行く、現在実行しなければならぬわけですから、行く上で齟齬をきたすんじゃないかと思います。このことから考えたら、やはり7割、5割、2割の減免があることに加えて9割の減免もあるわけですよ。これはないんですかね。

○ 健康増進課長

社会保険の被扶養者ですが、経過的に今年の10月から保険料がかかることにありますが、この方々につきましては9割減免ということはなっています。

○ 楡井委員

そういう状況があって、非常に行政の側も混乱するし、市民の皆さんたちもなかなか理解がいかないというのが、この質問調査させていただくひとつの原因でもあります、理由にもなっています。福岡県の方へ減免制度その他の要望が出されているとお聞きしました。市長もご存知だと思いますが、市としても是非減免制度を検討していただかなければいかんではないかと思います。私は本来この制度そのものを廃止すべきじゃないかと思いますが、しかしこれが実行されている間は減免制度をつくっていただきたいなというふうに考えておりますので、是非ご検討をというふうに言ってもしていただけるかどうか分かりませんが、是非そういう方向で担当課としても頑張っていただければという風に思いますのでよろしくお願いします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします、本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

これをもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。